

もしものPL事故に備える保険

中小
企業

PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)



【商工3団体による中小企業会員のための全国制度】

～ 中小企業のための専用商品設計による割安な保険料 ～



本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者**のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入できませんのでご注意ください。

※LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店等)等の方は、本制度の対象にはなりません。

※医薬品・生薬・漢方薬製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。

※中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

新規・更新

- 振込期間 ➔ 2010年4月1日～5月31日
- 加入期間 ➔ 2010年7月1日午後4時～2011年7月1日午後4時

中途加入

- 振込期間 ➔ 毎月1日～末日(6月以降)
- 加入期間 ➔ 振込月の翌々月1日午前0時～2011年7月1日午後4時

中小企業製造物責任制度対策協議会

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

1995年7月の制度発足以来
約12,000件の
支払実績!!

PL保険制度 生産物賠償責任保険 (中小企業製造物責任制度対策協議会用)

- 特長 1** 中小企業のための専用商品設計による
割安な保険料を実現!!
- 特長 2** 全国で6万件を超える引受実績!!
- 特長 3** 製造業だけではなく、販売業、飲食店、工事業、
請負業等幅広い業種が加入対象!!

本制度に加入した中小企業の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故(以下[PL事故]といいます。)が遡及日(本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日の翌日(中途加入の場合は再加入日))以降に発生し、加入期間中に日本国内において皆様に対して損害賠償請求がなされたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

- 「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。
- 請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってPL保険への加入が必要です。

【 PL保険制度の事故例 】

製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。



損害額 約 6,700万円

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。



損害額 約 300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。



損害額 約 1,900万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。



損害額 約 4,000万円

卸売業

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。



損害額 約 300万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。



損害額 約 1,400万円

【 ご加入タイプ 】 (次の4タイプからお選びください。)

加入タイプ	S 型	A 型	B 型	C 型
支払限度額 <期間中、対人・対物共通>	5,000万円	1億円	2億円	3億円
免責金額(自己負担額) <1請求あたり>	3万円			

※「食中毒利益担保特約」のご案内: 飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」をご契約することができます。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

リコール費用担保特約 [任意加入]

制度発足後3年間で
約9,000件の
加入実績!!

特長
1

万一の重大事故による「リコール」を
割安な保険料で補償!!

2007年5月の改正消費生活用製品安全法*に対応!!

特長
2

部品製造事業者も対象!!

最終製品製造・販売事業者からの求償にも対応!!

特長
3

販売事業者のリスクも担保!!

本特約に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)~(d)の事故が実際に発生した場合に、皆様が被害拡大の防止を目的としてその製品の回収、検査、修理等の措置(リコール)を実施することによって支出する費用損害の90%に対して、支払限度額の範囲内で保険金をお支払いします。皆様の製品の供給先の事業者がリコールを実施し、その費用を求償された場合も補償の対象となります。

(a)死亡・後遺障害 (b)治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病 (c)一酸化炭素中毒 (d)火災による財物の焼損

*2007年5月に施行された改正消費生活用製品安全法により、

- ①製品の不具合による重大製品事故(死亡事故、重傷事故、一酸化炭素中毒、火災)が発生した場合には、事故発生を知った日から10日以内に経済産業省へ報告を行うことと義務付けられています(製造業者、輸入業者が対象)。
- ②報告受付後、事故の概要が主務大臣により公表されます。さらに重大な危害の拡大防止等の観点から、必要がある場合には、詳細な情報に加えて再発防止策等を含めて公表されます。
- ③その後、報告・立入検査を行い、危害の発生、拡大を防止するために、必要があると認めるときは、製品回収等の危害防止命令を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動します。

【リコールが発生し、社告を行った事例】

液晶テレビのトランス回路の不良が原因で、漏電による火災が発生した。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。



★保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること
- ②リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること
- ③法令の規定に基づき事故の発生を行政庁に報告していること、または行政庁によりリコールを命じられていること

★リコール費用担保特約において、「製品」とは、製造・販売した日にかかわらず、**初年度契約の始期日(本特約に最初に加入した日。一度本特約を削除した場合は、再度付帯をした日)以降に加入者の占有から離れたもの**をいいます。初年度契約の始期日より前に出荷流通している製品に関する事故や回収費用は対象となりませんのでご注意ください。

★複数業種ある場合は、リコール費用担保特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

【ご加入タイプ】 PL保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは次の2通りとなります。

既にご加入の方へも
さらに補償の厚いタイプを
オススメします。

NEW

1億円
タイプ

・保険期間中の支払限度額
1億円(縮小支払割合90%*)
・免責金額(自己負担額)なし

3000万円
タイプ

・保険期間中の支払限度額
3000万円(縮小支払割合90%*)
・免責金額(自己負担額)なし

*リコール費用担保特約は、損害の額に90%を乗じた額を保険金としてお支払いいたします。

ご加入にあたって

1 中小企業PL保険制度に加入できる方

この保険契約は3団体を保険契約者とし、3団体傘下団体の中小企業会員の皆様を被保険者とする生産物賠償責任保険団体契約となり、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は3団体が有します。

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者***1のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体*2に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

	*1		*2
	資本金	従業員数	
小売業	5,000万円以下	または 50人以下	全国各地の商工会議所、 商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下	
卸売業	1億円以下	または 100人以下	
製造業 その他	3億円以下	または 300人以下	

2 2010年度募集期間・加入期間

	募集期間	保険料振込締切	加入期間
新規加入 更新加入	2010年4月 1日から 2010年5月31日まで	2010年 5月31日(月)	2010年7月1日 午後4時から 2011年7月1日 午後4時まで
中途加入	2010年6月 1日以降	毎月末日(※)	保険料振込月の翌々月の1日午前0時から 2011年7月1日午後4時まで

※土・日・祝日の場合はその直前の営業日

3 保険料の計算方法

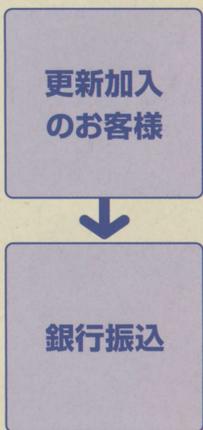
貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。上記の3点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出いたします。

※1 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の売上高をいいます。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※2 2009年度契約より最低保険料(1,000円)が適用されます。

◎保険料のお振込みとご加入手続きについて

2010年度より、**更新加入のお客様**と**新規(中途)加入のお客様**で、**保険料お振込方法が異なります**のでご注意ください。



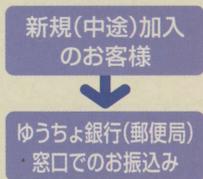
①「更新加入依頼書」右下の<更新保険料お振込先>に記載している三菱東京UFJ銀行のご指定口座へ保険料をお振込みください。



- お振込は、各金融機関*3の窓口、ATM、インターネットバンキングいずれでも可能です。
- *3 銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JAバンク(農協等)。ただし、ゆうちょ銀行からの振込みは、お客様のゆうちょ銀行口座からのみ可能です。
- 振込手数料はご加入者様の負担となりますので、振込手数料は差し引かずにお振込みください。なお、振込手数料は、振込元金融機関・振込方法・振込金額等によって異なりますので、ご注意ください。
- 振込口座はお間違えないようご注意ください。振込口座を間違えた場合、入金を確認できず契約が成立しない可能性があります。
- ご指定の振込口座は更新保険料お振込時1回のみご利用いただけます。2回目以降のお振込みはできませんのでご注意ください。
- 更新保険料の振込金額に誤りがあった場合は募集代理店にご連絡ください。

②更新保険料をお振込み後、更新加入依頼書右下の「保険料振込日」「振込元金融機関(カナ)」「支店名(カナ)」欄へのご記入をお願いいたします。

③更新加入依頼書は更新保険料をお振込みいただいた後、忘れずに募集代理店にご提出ください。保険料のお振込みと加入依頼書のご提出があって、はじめてご契約が成立いたします。



①所定の「振替用紙」に払込人住所氏名、金額(保険料)の他必要事項をご記入ください。(必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。)

ご注意

所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。

- 日本商工会議所 **青色**
- 全国商工会連合会 **緑色**
- 全国中小企業団体中央会 **ローズ色**

全国商工会議所PL団体保険制度<中堅・大企業向>の振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

②ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口から保険料をお振込みください。(払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。)2007年1月から、金融機関での10万円を超える振込み時には本人確認(登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示)が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いたします。

③加入依頼書に必要な事項をご記入・押印のうえ、6枚目(加入者控)をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。

保険料をお振込み後、ゆうちょ銀行から以下の2点が返却されます。

①「振替払込請求書兼受領書」
→お客様にて保管してください。

②「振替払込受付証明書」
→加入依頼書(6枚複写)の2枚目の指定箇所に貼付してください。

補償内容の詳細

お支払いする場合については01、02ページをご参照ください。

PL保険制度

① お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- ① 法律上、被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 万一訴訟になった場合の弁護士費用等の争訟費用
- ③ 被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

- ④ 引受保険会社の求めに応じて、その協力のために加入者が支出した費用
- ⑤ 他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
- ⑥ 既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止に必要なまたは有益な費用



<保険金のお支払方法>

- ・①は、①の損害額から免責金額(自己負担額)を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
 - ・②～⑥は、実額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。
- ※損害賠償金および費用(緊急措置費用を除く)の支出にあたっては引受保険会社の承認が必要となりますので、事前に引受保険会社にご連絡ください。

② 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、労働争議、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
- ・排水、排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・製造・販売した製品自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた財物自体の損壊・修理・交換・使用不能(他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生した場合を含みます。)

- ・製品のリコール費用(リコール費用担保特約で対応いたします。)
- ・日本国外で発生した事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求
- ・遡及日(被保険者ごとに本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日の翌日(中途加入の場合は再加入日))より前に発生したPL事故
- ・医薬品等*4、食品、農業について製品の効能が発揮できなかったことに起因する損害
- ・他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
- ・他人の生命や身体を害するような人身事故が発生しない精神的被害 等

*4 医薬品等については、この他にも特有の免責があります。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。



リコール費用担保特約 [任意加入]

① お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、製品のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。また、引受保険会社が通知を受けた日から1年以内に発生した費用に限ります。

- (a) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- (b) 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- (c) 回収生産物か否か、または、かしの有無について確認するための費用
- (d) 回収生産物または代替品の輸送費用
- (e) 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

- (f) 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分(回収生産物の修理または代替品の製造・仕入にかかわるものは除きます。)
- (g) 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等(回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかわるものを除きます。)
- (h) 回収生産物の廃棄費用

※製品の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用は対象となりませんのでご注意ください。

<保険金のお支払方法>

お支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して保険期間を通じご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額 = 損害の額 × 縮小支払割合(90%)

② 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生
- ・ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ・被保険者に対する脅迫行為または加害行為
- ・生産物の自然の消耗、磨減、かび、むれ、腐敗、変色その他類似の事由

- ・保存期間または有効期間を限定して販売された生産物についてその期間経過後に生じた品質劣化等
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の発生
- ・生産物の修理または代替品のかし
- ・保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の初日より前に事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと合理的に推定されるとき

詳細は約款の免責事由をご参照ください。



 ご注意	保険証券 (1) 総支払限度額の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度においては、加入者の個々のお支払い限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体でのお支払限度額(保険証券総支払限度額)が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×(0.5%~2.0%)」で設定されます。 ・お支払いした保険金の額*5が、保険証券総支払限度額に達したときは、以後一切の保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。(リコール費用担保特約に基づく保険金は除きます。) ・なお、保険金は加入者の損害(賠償金、争訟費用等)が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きをとった順に支払われます。 <p>*5 上記「PL保険制度 ① お支払いする保険金・保険金お支払い方法」の①の損害額の合計をいいます。</p>
	(2) 次年度以降の保険料の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本保険制度全体の実績により、次年度以降、保険料の調整が行われることがあります。

リコールQ&A

Q1 「リコール」って報道で見る限り
年に10件もないのでは？

A1 そんなことはありません。
リコール件数は、毎年200件前後
発生しています。



※件数は2009年3月31日現在で、再社告・リコール件数
を含みます。

<出典>NITE・製品安全センター発行「生活安全ジャーナル第8号」

Q2 家電や車以外に「リコール」って
あまり起こらないのでは？

A2 そんなことはありません。
幅広い品目でリコールは実施されています。

■社告回収一覧(平成21年1月～5月)

身のまわり品

3件

乗物・乗物用品

4件

家具・在宅

用品

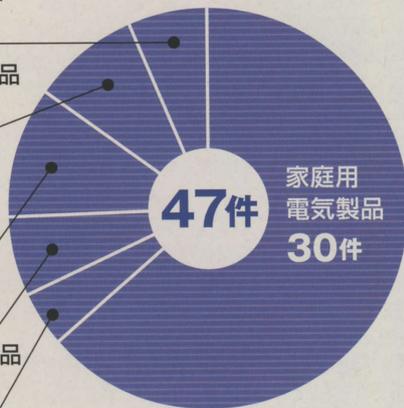
5件

燃焼器具

3件

台所・食卓用品

2件

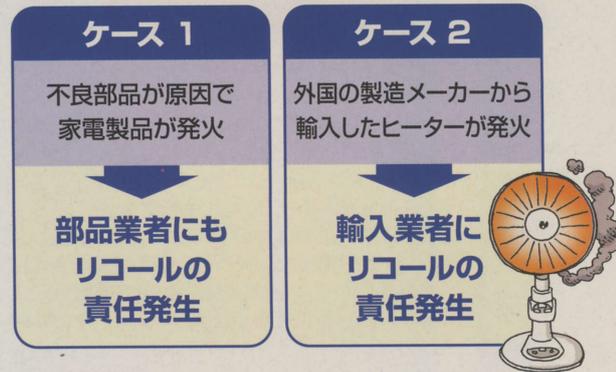


<出典>NITE・製品安全センター発行「生活安全ジャーナル第8号」

Q3 でも「リコール」って販売している
完成品メーカーの責任ですよね？

A3 そんなことはありません。
最終完成品を製造しているメーカー
だけでなく部品メーカーや販売業者も
リコールの責任は発生します。

■リコール発生事例(最終完成品メーカー以外のケース)



Q4 「リコール」は不良品の回収に
関わる費用を負担すればいいの？

A4 それだけではありません。

■例えばこの様な費用がかかります。

- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる
媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文
書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物が否かまたは不具合の有無について
確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に
借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常
要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

NEW

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」に対して万全な対策をするために
支払限度額**「1億円タイプ」**もご用意しました!!
すでにご加入の方もさらに補償の厚い**「1億円タイプ」**へのご加入をオススメします。





保険料の詳細は、募集代理店または、引受保険会社にお問い合わせください。
(保険料計算シート等を用いて詳細のご案内をいたします。)

あ 売上高

前年度売上高が2億円超の事業者の場合、保険料が割安になりますので、下の算式の中から該当するものを選び保険料算出用売上高を計算してください。

- ※1 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます。
- ※2 過少申告を行った場合、その不足する割合により支払い保険金が削減されます。

貴社の前年度売上高

(百万円以上は百万円単位に四捨五入、百万円未満は百万円に切上、小数点不可)

百万円 **該当する計算式で計算してください。**

前年度売上高	
2億円以下	<input type="text"/> 百万円
2億円を超え5億円以下	0.55 × <input type="text"/> 百万円 + 90 百万円
5億円を超え10億円以下	0.31 × <input type="text"/> 百万円 + 210 百万円
10億円を超え30億円以下	0.26 × <input type="text"/> 百万円 + 260 百万円
30億円を超え80億円以下	0.14 × <input type="text"/> 百万円 + 620 百万円
80億円を超え200億円以下	0.10 × <input type="text"/> 百万円 + 940 百万円
200億円超	<input type="text"/> × <input type="text"/> 百万円 + <input type="text"/> 百万円

計算結果

(百万円単位に四捨五入、小数点不可)

あ 保険料算出用売上高 百万円

い 加入期間

加入期間は保険料振込月の翌々月の1日からとなります。(ただし新規・更新加入契約で4月にお振込いただいた場合は7月1日始期になります。) 下表にて加入期間をご確認ください。

保険料振込月	加入期間	保険料振込月	加入期間
2010年 4~5月	12か月	2010年 11月	6か月
2010年 6月	11か月	2010年 12月	5か月
2010年 7月	10か月	2011年 1月	4か月
2010年 8月	9か月	2011年 2月	3か月
2010年 9月	8か月	2011年 3月	2か月
2010年 10月	7か月	2011年 4月	1か月

年 月に振込する場合

い 加入期間 か月間

PL保険料のお見積り

あ 保険料算出用売上高

百万円

詳細は募集代理店にお問い合わせください。

<適用料率>

S型 B型
A型 C型

リスク区分コード

い 加入期間

か月

12か月

S型 (対人・対物共通支払限度額5,000万円、 免責金額(自己負担額)3万円)	円
A型 (対人・対物共通支払限度額1億円、 免責金額(自己負担額)3万円)	円
B型 (対人・対物共通支払限度額2億円、 免責金額(自己負担額)3万円)	円
C型 (対人・対物共通支払限度額3億円、 免責金額(自己負担額)3万円)	円

+ (10円未満四捨五入・1円単位不可)

リコール費用担保特約のお見積り

あ 保険料算出用売上高

百万円

<適用料率>

い 加入期間

か月

12か月

円

+ (10円未満四捨五入・1円単位不可)

※3 事業を開始してから1年未満または決算期の変更により、加入申込時において、売上高を把握できる期間が1年に満たない場合等については、保険期間中の見込みの売上高により保険料を計算します。この場合でも、保険期間中の実際の売上高による精算は、原則として行いません。

PL保険 + リコール費用担保特約の合計保険料

円

その他 注意点

- 1 現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がありましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2010年7月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なることがありますので、ご注意ください。
- 2 加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。もちろん補償はお手続日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。
- 3 なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。
- 4 中小企業PL保険制度につきまして、保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。
- 5 リコール費用担保特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール費用担保特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL加入時(更新時を含む)にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。
- 6 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

万一事故が発生した場合

【PL保険制度】

損害賠償請求がなされた場合、損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、その事故または事由の具体的状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【リコール費用担保特約】

回収決定の原因となるおそれのある事故の発生を知ったときには、その事故または原因もしくは事由の具体的状況等を、また、回収が決定した場合は、すみやかに回収の方法等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。回収決定の通知が遅れたり、損害が確定した日または回収決定通知から1年が経過した日のいずれか早い日から30日以内に保険金請求書その他必要書類の提出がない場合は保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【ご連絡いただく主な事項】 ・事故発生の日時・場所 ・事故の原因・状況 ・被害者の住所・氏名 ・受けた損害賠償請求の内容
 ・保険契約の内容(加入者名、加入者番号、加入タイプ等。後日送付される加入者証にてご確認ください。) ・その他の必要事項

<示談交渉サービスは行いません>この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合や、変更の内容によりましては、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●この保険契約は下記の引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。(損害サービスについては、原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合もあわせて代理・代行を行います。)各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。なお、引受割合(7/1までに決定)につきましては団体窓口にご確認いただけます。引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償されます。

※ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、前記補償の対象となります。詳細は、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工3団体の会員でなくなりかつ中途退退の申出があった場合、を除き中途退退ができませんので、ご注意ください。

●中途退退する場合には、加入期間中の売上高に応じた保険料を計算し追加請求・返還を行います。

●募集代理店は委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、募集代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険は、商工3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)を被保険者とする中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は商工3団体が有します。

●このパンフレットは、中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会)の概要をご紹介します。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がございましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願いいたします。

【改定のご案内】

2010年4月1日以降保険始期の契約につきまして、保険金の支払方法等の改定をいたしました。主な改定点は以下のとおりです。なお、ご不明な点がございましたらご加入の代理店または保険会社までお問い合わせください。

(1)「緊急措置費用」と「損害防止軽減費用」に支払限度額が適用されなくなります。

法律上の損害賠償金以外の費用損害(争訟費用、緊急措置費用、損害防止軽減費用および協力費用)につきましては、原則としてその全額をお支払い対象といたします。これまで緊急措置費用と損害防止軽減費用につきましては法律上の損害賠償金と合算のうえ、支払限度額を適用してきましたが、改定により支払限度額の適用がなくなりました。

(2)「先取特権」についての取扱いが約款上規定されます。

保険法改正により、2010年4月1日以降、責任保険においては、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険に関するものを除きます。)について、先取特権を有することとなります。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額を限度に保険金を請求できますが、保険金をお支払いできるのは次の場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(3)その他

上記のほか、告知義務および通知義務の内容、他の保険契約がある場合の保険金の支払方法、保険金請求権の時効等に変更があります。改定後の内容についての詳細はパンフレットをご参照ください。

引受保険会社(2010年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。 ※◇印の保険会社は「リコール費用担保特約」を扱っています。

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
◇ あいおい損害保険	08	◇ 現代海上火災保険	96	◇ 東京海上日動火災保険	09	◇ ニューインディア保険	77
◇ 朝日火災海上保険	18	◇ セコム損害保険	11	◇ 日新火災海上保険	14	◇ 富士火災海上保険	16
◇ エース損害保険	66	◇ 損害保険ジャパン	17	◇ ニッセイ同和損害保険	10	◇ 三井住友海上火災保険	04
◇ 共栄火災海上保険	02	◇ 大同火災海上保険	22	◇ 日本興亜損害保険	15		

ご連絡先

募集代理店

団体名等

募集代理店所属保険会社